

# 漁協自営の漁民的条件

志 村 賢 男

Evaluation of the Self-managing Fisheries

by Fishermen's Cooperative through

Fisheries Reform

Takao SIMURA

## I 論 点

漁業制度改革の性格について既に多くの理論的な評価が試みられている。それらの諸研究がかなり一般的に共通した見解として示しているのは、制度改革をブルジョア的な改革として見る評価のしかたである。この評価は主として、漁業権免許の自営者原則——漁業権賃貸の禁止（寄生地主的漁場利用の排除）、地先各種漁業権の漁協有への包摂による漁場の合理的利用、並びに漁場の民主的合理的利用をはかるため調整委員会制度の採用等、制度改革の柱となった諸事項に関して言われてきたものである。だが、これに反して改革後進められた諸実態調査の結果は封建的生産諸関係の強固な存続を漁村で認めない訳にはいかなかったばかりが少なくないと思われる。従って問題はかかる論理的矛盾をどう統一するかにかかっているように思われる。

制度改革をブルジョアの改革と規定するためには、なるほど制度改革が法制的には如何にブルジョア的内容によって盛られていようと漁村の生産諸関係に事実上、それに対応するだけの変革があらわれたかどうかを検証する必要がある。制度改革の評価はその認定の上に立ってなされねばならないと考える。

われわれは改革後の漁村において、事実として漁場の地主的利用が制度的な禁止にもかかわらず存在している例を知っているし、反面では制度改革を契機に漁場の漁民的利用が旧特権的漁業者の排他的漁場独占支配を排除して進められた例も知っている。この論文のⅢで述べた五島、奈良尾定置漁業権を中心とする漁場利用行使関係は前者のばあいを示すもの、Ⅱの壱岐、箱崎定置自営問題でとりあげたのは後者のケースを示すものである。前者（奈良尾）では漁協による漁業権自営は何らかの新しい漁民的な漁場利用関係を打ち立てることはなかった。寧ろ、制度的には禁止された漁場の地主的利用関係が漁業自営の形態の中に社会的に温存されている。とすれば、こういう地主的利用を支えている社会的基盤はいかなるものか、ここでの漁場代はいかなる性格と形態を歴史的に持つかといった点の解明が制度改革の評価に関連しても重要となる。後者（箱崎）では確かに漁協自営はかなりの所まで、漁場利用における漁民的秩序を形成するものとして旧特権漁業者の排他的漁場独占に対抗して進んだ。その点は高く評価されねばならない。然し制度改革の評価という事に関して見たばあい、この漁民的漁場利用関係と旧特権者の排他的利用と如何なる関連にあるのか、旧特権的漁業者の排他的支配が機能しうる余地が残されていないかどうか、それを排除しうる条件は何かを明らかにする必要がある。Ⅱで述べようとする所である。

このように、漁業制度改革の歴史的性格の認定に当って中心的テーマの一つをなすと考えられる漁業権自営をとりあげて見たばあい、それが事実上、漁村において漁場の利用関係に変革（特権的利用の排除、漁民的利用の確立）を与えたかどうかと言う点になると、その漁業権を有している漁村の性格によってかなりの違いを示している。そのような差は主として改革にたいする漁民の対応条件の違いにもとづくものであると私は考える。それを規定するものは言うまでもなく、漁村における漁民層分解の程度と型である。この論文では以上のような視角にもとづいて二つの対照的な漁協自営の性格を検討することによって、その中で貫いている本質的なものを理解しようと努めた。

## II 箱崎の漁協自営

### 1 漁協自営の性格

箱崎の自営の特徴を前項で、私はそれが漁場の漁民的利用関係を打ち立てるものとして評価した。従って、どういふ点に関して、私が箱崎の自営を漁民的漁場利用関係確立の手段として評価しているかをはじめに明らかにしておく必要がある。それには奈良尾の定置自営の形態と対照しながら見ていくことが便宜的である。

箱崎、奈良尾いずれもブリ定置である。そして両者共に制度改革を契機として漁協による自営を始めた。然し、このいずれもが資本量の調達上の困難さという理由で漁協による完全自営を実現することはできず、旧漁業経営者との共同経営（半々出資）に止まっている。これらの点で両者の漁協自営の形は全く共通している。だが、それにもかかわらず、その内容は特に漁場の漁民的利用関係の形成という点から見ると全く正反対の性格を持っている。どういふ点にそれがあらわれているかと言うと、

(イ) 使用する漁夫について。奈良尾では自営定置の漁夫採用の人選に当っては一応、漁協が権限を持っているが、その際、組合が採用上の基準としているのは次のようなものである。(i) 先ず必要漁夫の半数を角輪組時代からの漁夫より優先的に採用する。この角輪組は戦前からの同定置経営資本で現在の漁協との共同経営者である。(ii) あとの半数を一般応募者から経験年数別に段階をつけて（三年以上とそれ以下）抽せんする。この基準は組合で決定されたものである。この採用方法から判ることは、先ず漁夫半数を角輪組漁夫に優先させることによって角輪組の実質的経営管理を再生していることである。次にその他の一般応募漁夫については経験年数以外には何の規定もない。極端に言えば農民であろうが、組合員外であろうが構わない訳で、この漁協自営が何らかの新しい漁民的な漁場利用の道を開く役割を担うものでないことは明らかである。ここで考慮されるのは経験年数という漁夫の熟練度の問題だけである。角輪組の漁夫を優先させるのはその要求にもとづいたものである。三年以下の経験者若しくは未経験者は熟練漁夫が欠乏した時に始めて抽せんの機会を与えられるに過ぎない。ここでは後に箱崎で見るように漁夫の就業機会を増大させる手段としての自営形態を見ることはできない。逆に漁協の関心は投じた資本を安全に回収し、より多くの配当を得ること以外にはない。

そこへいくと箱崎のばあい、漁夫選定の基準は遙かに厳格であり、小漁民層の利益を強く主張しているように思われる。漁夫採用は漁協と共同経営者の話し合いのもとで決定される。そのことは一面、旧権利所有者（＝経営者）が発言権を保有していることによって漁民的な解放には幾多の克服すべき問題が残されていることを示すが、他面では旧漁業者と対等の発言権を漁協が持つこととなっている。重要なのは漁夫選定の順位で(i) 第1順位は、組合員及び組合員家族で技術、経験を考慮する。(ii) 地区内に住所を持つ者からも雇入れすることあり、(iii) 別に漁業等の資産を持たない人——自己の船、網及び資材を持つ見通しのつかない人についてはとくに考慮する。即ち箱崎では漁協自営が組合員の、又とくに下層のプロ的漁夫の就業機会を増大させることを考慮して運営されている。これが箱崎自営をして、共同経営に止まっているとは言え、完全自営の実現を指向するものとして、即ち漁場利用の漁民的秩序を打ち立てる手段として評価したい理由である。

(ロ) 両者の性格の違いは自営形態についても次のように表われている。奈良尾では漁協自営がブリ定置だけに止まっているのに対し、箱崎では次項で詳しく述べるように、漁協自営はブリ定置だけに止まらず、それを中核として、共同漁業権内の小型定置、揚繰網、刺網漁業等この主要漁業のすべてに及ぶ漁協自営にまで発展した。

(ハ) 漁業権更新期に完全自営化の要求が箱崎では漁家層を中心として起ったが、奈良尾ではそのような動きは見られなかった。

(ニ) この二つの共同経営の分配過程を見てみると、箱崎では漁獲物そのものを折半して漁協と共同経営者が独自に販売している。同じ半々出資、利潤折半の共同経営形態をとる奈良尾では漁獲物の販売は主として角輪組によって行われている。われわれは共同経営において流通過程の掌握がしばしば、経営権のヘゲモニーを握るものとなった例を知っている。かつての三井楽ブリ定置の共同経営はその代表的な例としてあげることができる。流通過程を掌握された漁協の共同経営が如何に名目的なものかは多くの実態調査の教

えたところでもある。箱崎漁協自営における流通過程への進出は確かに旧特権的漁業者に対抗するだけの経営権の確立を意味している。

## 2 漁協自営の契機とその発展

箱崎の漁協自営の以上の性格は、制度改革を契機として漁場の解放がここでは一応進んだ、ないしは端緒をついた事を示していると思う。漁協自営の以後の推移を理解するためにも、ここで、漁協自営によって漁場のある程度の解放が獲ちとられた理由は何か、奈良尾のばあいと異って共同経営を旧特権的漁業者でなく漁協自営団側に有利に展開させえた理由を確かめておく必要がある。

さて、改革前における箱崎の漁民層分解の進行を簡単に見ることから始めよう。昭和24年センサスによると、漁村構成は漁家193戸、個人経営体3、共同経営3である。個人経営による資本的経営としては、定置並びに揚繰に僅か3があるだけで、漁家の分解は極めて未進行である。漁船で見ても総数193隻中117隻が無動力船で、動力船は76隻、この中71隻が3屯未満、あとの5隻も20屯未満である。いかに零細な漁家層が広汎に存在しているかが伺われる。このように未分解な漁村の上に三井楽につぐと言われる程のブリ定置漁場の特権的独占が制度改革時まで続いていた。そして地先のブリ漁場から排除されている漁家層は戦前、朝鮮漁場へ刺網、釣による小漁民の出稼を行っていた。昭和3年から15年まではイワシ刺網による出漁（4月～8月）と地先のサンマ、イワシ刺網（11月～翌年3月）の操業が彼等の生業となっており、15年以後19年まではサンマ朝鮮海出漁が中心となって、出漁者は19隻、103名を占めている。その他では株組織——株持が漁夫を1人ずつ出す——の共同体的な無動力揚繰網が1～2統あっただけである。つまり箱崎漁業の資本主義的発達は極めて低い段階に止まっていた。朝鮮出漁も最後まで小漁民の形態に止まっていた。その点では先進地帯からの鮮海通漁が資本に捉えられていく過程で激しく分解（漁夫化）したのとは異っている。要するに、漁民層の資本主義的分解が極めて未熟な状態で、而も、戦後、一切の朝鮮出漁が不可能となり、更に地先沖合漁場は他地域よりの資本漁業の殺到といった抜け場のない事情のもとで、制度改革を迎えた訳である。

漁家の過剰化した労働人口は当然、地先の漁場解放要求を爆発させざるをえないであろう。事実、解放要求は先ず定置の漁協自営ということに向けられた。この運動の中心となったのは一本釣その他の零細漁業者（漁家）であったと言われている。いわば漁協自営は零細漁家層の生活権を守る運動として展開している。それは1項で述べたように漁夫の就業に対する考慮によく現れている。かように小漁民の生活権ようごの斗いを基軸として自営がかちとられていった所に、奈良尾のばあいとは異なる漁場解放——漁民的秩序の形成——の実をあげることできた基本的契機がある。ついでに付け加えておくと、その際、組合員の殆んどを占める零細漁民の意向は完全な漁協自営を主張していたが、2,500万円の資金調達ができず、旧漁業者（＝漁業者）Kとの共同経営となった。

第1表 漁協自営漁業年次別統数

|       | 昭 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
|-------|------|----|----|----|----|----|----|
| ブリ定置  | 1    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |
| 小型定置  | 4    | 4  | 3  | 3  | 3  | 2  | 2  |
| 乙 あぐり | —    | —  | 1  | 2  | 3  | 3  | 2  |
| イワシ刺網 | —    | —  | —  | 3  | 6  | 5  | 5  |

次に、かかる契機で始まった自営漁業がそのご如何なる発展を示したかについて述べよう。第1表が示しているとおり、漁民の解放要求は最大の漁場価値を持つブリ定置漁業層の解放に止まるのではなく、小型定置（新法で共同漁業権に包摂された）にまで及び、共同漁業権内に存在する小型漁場7の中4漁場の自営化に成功した。その点は後で奈良尾のばあいで見ると組合有漁場の自営化が定置漁業層に止まっており、共同漁業権内特別漁場の実質的な賃貸が行われているのと甚だ異っている。後者においては、漁協が自営に踏

みきったとしても、それは新法の漁業権自営者免許の原則のもとで漁場代の安全な獲得者として対応したに過ぎない。箱崎ではブリ定置の利潤蓄積をもとにその他の漁業自営が発展した。27年以降の揚繰及び刺網自営の開始はそれを示している。これらの自営漁業は定置よりの収入とか、漁業権証券の資金化等によって組合で全く新たに始められたものである。尚、揚繰の漁協自営については地元の小規模な加工業者層の強力な支持があったと言われている。かくして昭和29年には自営漁業は前記定置漁場を加えて、揚繰3統、刺網6隻に及び、箱崎漁業の大半を漁協自営が占めるに至っている。

箱崎漁協の自営問題は、以上のように小漁民層の漁場開放の要求をもととして、地先漁場の過半を解放していった所に特徴がある。定置漁場の解放だけでなく、漁協自営が揚繰・刺網にまで及び、同地域の漁業の全体が漁協自営を中心として発展していくことの中に、制度改革を契機とした漁民的漁場利用の確立過程を見ることができる。このことは同時に漁場の解放は漁協自営の形態を取らねばならないことを示している。それが制度改革の持つ歴史的意義を評価するポイントとなるが、それについては後にふれる。ここでは差し当って漁協自営が漁民的なものとして展開したことを強調しておけばよい。そうすれば、定置に比較して利益の少ない(第2表参照)揚繰、刺網自営を展開させた理由が理解されるであろう。とくに揚繰自営化は漁

第2表 自 営 漁 業 損 益 金 (単位千円)

|     | 昭 27   | 28     | 29    | 30     | 31     |
|-----|--------|--------|-------|--------|--------|
| 定 置 | 14,903 | 8,159  | 4,767 | 10,082 | 14,549 |
| 揚 繰 | -2,231 | 2,591  | 1,549 | -2,843 | -849   |
| 刺 網 | 312    | 34     | -130  | -2,336 | -1,333 |
| 総 計 | 12,984 | 10,784 | 6,186 | 4,903  | 12,367 |

夫の就業の可能性といった点では、定置よりも寧ろ大きい。定置は組合収入に与える利益は大きいと言っても季節的なものだし、漁夫数も限られている。これに対し揚繰では漁期はずっと長いし、漁夫も1統に60人乗っている。3統の自営は180人の漁夫を乗り込ませることができる。実際は1統50人で充分なのだが組合では漁夫が多いので60人乗せているという。ただ組合収入の増大ということだけのためだったら、機船揚繰を自営することだってできたかも知れない。そして地元の零細な加工業などでなく、北九州の市場への鮮魚出荷を中心としたら、自営益金は増大したかも知れない。だが、この自営は地元の零細加工者の支持によって実現したように、漁夫と並んで先ず彼らの生業を保証することが必要だった。これらの点からも揚繰自営が地元小生産者層の要望にそって進められたことが理解できよう。漁協自営に結集する漁民層の期待はなんらかのブルジョア的採算などではない。それとは全く違ったものである。漁協自営を理解する鍵はそこにある。揚繰、刺網自営の展開はこの漁協自営の性格を最もよく示している。

更に、漁協自営が契機となって漁協の販売事業が強化されたことを付け加えておく必要がある。自営益金をもとに運搬船が建造され、福岡市場への直接出荷体勢を整えた。昭和29年には漁協の福岡出張所が作られ、常駐員を置いて販売に当らせている。先にも触れたようにこの流通過程の把握が箱崎自営成功の大きな力となっているものであるが、これは自営自体が単一漁業にとどまることなく、この地域の主要漁業のすべてに及んだことによって運搬船の有効な使用、福岡市場駐在員の常駐等による有利な販売体勢の樹立が可能となったことによっている。地域漁業全般の漁協自営化、漁民ヘゲモニーの下で漁協自営は始めて実質的に漁民のものとなる。孤立した事情の下では不可能と言わねばならない。くり返して言うが、旧漁業者との共同経営に止まっているブリ定置経営についても、ここでは漁協自営側にアクセントのあるもの、完全自営実現の可能性を有しているものと見てよい。組合員の意識としても大部分が完全自営を強く主張し続けていることによって、それは裏書きされている。

### 3 自営の後退と自営をめぐる二つの主張

さて以上のような経過で発展した箱崎の漁協自営はその後、順調な道を辿った訳でなく、第1表に示され

ている如く29年を頂点として後退に転ずる。それを見ると、(イ)小型定置、揚繰、刺網いずれも減統している。(ロ)ブリ定置漁業権漁場についても、漁協による完全自営はその後の漁業権更新期において遂に実現されなかった。(ハ)31~32年から、小型定置自営の全廃、その他自営部門の縮少が組合総会で問題となり、しばしば、総会を混乱におとし入れている程である。

ここでは、かく、自営の後退を余儀なくされた事由を、漁協内部で争われている二つの主張（自営の維持と自営の縮少）との関連において考察しよう。

第一に、自営縮少の主張の表われる背景は2表の示している如く29年頃から自営採算が急激に悪化したことによっている。これが組合財政を圧迫し同年度500万円に及ぶ赤字を残している。いわばこの赤字財政を解消させるために自営漁業の整理が主張されるに至るのである。（30年から整理が始まる）だがこの主張は当を得ているようで、縮少の意義を正しく説明しえない。というのは自営部門の採算は何よりも第一義的に定置漁場の成績による所が大きいように思われ、而も定置漁場の収益が回復し組合財政も500万の黒字に転じた31年度のあとに定置自営の縮少ということが問題となっているからである。そのことは何を示しているか。各漁場別の採算率を見ればそれは明らかとなる。昭和31年度、定置部門では利益率は全漁場総計で54%をしめすが、漁場別には大型定置漁場（共同経営のもの）65%に対し、小型定置は各々、56%、43%となっている。つまり縮少論は採算の悪い漁場（と言っても、定置ではまだ極めて高いのだが）を廃止し能率の高い漁場のみ残して経営し、事業縮少（財政縮少）の中で、組合財政事情の好転に役立たせようとする所にある。このような論理からは、元々、定置の蓄積をもとに営まれた採算性の悪い揚繰、刺網自営の存在する余地はない。31年度、それぞれ、-7%、-24%の赤字を示す同自営が整理縮少の対象として論ぜられるのは当然である。つまり、縮少論は、沿岸漁業が全体として不振におち入っているなかで、能率の悪い漁業を自営対象から離して行って、自営収益率を高める、財政小規模化によって健全化をはかるといふふうに要約できよう。

然し、第二に事の本質は次のことと固く結びついていることを知っておく必要がある。それは、例えば、定置自営の縮少はそれだけ定置漁業における漁協（小漁民層）の勢力後退を示していること。小型定置は勿論、大型定置ですら、旧特権的漁業者が再び経営権を取り戻そうとする意向と、漁協内の自営縮少論が結びついているように思われる。30年から始まる自営縮少が組合支配勢力の交代（端的には組合長が、従来的一本釣漁民出身に代り、揚繰船主階層に変わる）を経て実行に移されたことに明白である。そのごも定置自営をめぐる確執は特権的グループと零細漁民層の対立を本質として潜ませていると考えられる。又、定置以外にも、漁協自営の箱崎でしめる地位は低下した。29年までは漁協自営が揚繰、刺網の分野で優勢を示していたのに対し、そのご、個人経営の揚繰は2統、イワシ流刺網6統（いずれも同一経営体が所有）と急増し、漁協自営との比重を逆転させている。とくにこの刺網については「今年（S31）は漁法の画期的な変化により漁、不漁の差が激しく組合の刺網は大不漁に終わった。組合刺網の運営について反省すべき点大なり」（業務報告書）と指摘されているように漁協自営船との隔差を増大させて成長している。そしてこの個人経営体の船主こそが30年度から組合長となっており、漁協自営縮少方針の具体的遂行者となっている。沿岸漁業が一般に不振となっていく中で、漁協自営それ自体の運営には色々検討せねばならない余地が残されているにせよ、漁協自営の後退に反比例して戦前からの伝統的な船主・漁業者の勢力が復活し、力を増している事実は注目せねばならない。この戦後の自営の展開過程でみた零細漁民を中心とする漁場利用関係の成長とは逆である。自営縮少のもたらすものはその動機は問わないにしても結果としてはそう現れてきている。

では、第三に、このような漁協自営縮少論はどのような漁業の発展の形、及び漁協のあり方を画いて、主張されるのであろうか。それは大体、次のようなものである。(イ)漁協自営部門は利潤計算にもとづいて能率の悪い漁場、漁業は廃止される。自営が行われるのは組合にとって確実に収益をもたらす（優良な定置漁場）ものに限られる。それはここの自営が漁民的性格として持っていた就業の機会を増大するための役割に正に対立する。収益の確実でない自営部門或いは収益の少ない自営は廃止される。(ロ)そして、漁業生産は第一義的に組合員の個別的経営の展開に任すべきとする。ここに縮少論の本質がある。その論理は、漁協が事業（自営）をやり過ぎて赤字を出した。31年からは、はっきりと自営の強化方向をやめて、組合員自体による個別的生産の増大に組合活動を向けた。その結果、組合員の個別的生産が伸びれば、組合事業（共購、共販）も伸長し、結局、組合も発展するという図式である。(ハ)従って、漁協は組合員のためのサービス機

関としての役割が重要なものであるとする。漁協はより商業的——手数料依存——に染めあげられていく。

この主張には重大な危険が潜んでいる。即ち、個別的生産の拡大に応じられるのは誰かと言うことである。旧船元層及び上層漁家グループの一部に限られるのではなからうか。具体的には31年頃からイワシ刺網の不漁（前出）がめだち、これに対しサンマ刺網が成長したが、「この漁網を春に買ってあげば安い。そして梅雨期に網作りをし、代金支払いは漁獲水揚の天引」といった形での組合共購事業の利用。又、「漁船建造は最近ではシーゼル化したので資金が困難。そこでこの金融の保証を組合がする」といった組合のサービスが、組合員の生産を発展させるのに大きな役割を果たすように言われたけれど、そういう利用が下層漁家まで可能だろうか。その後の階層関係の変化について知る事ができないので決定的な事は言えないにしても、これが、より多く特定漁業者——例えば揚繰3統と刺網6統を集中しているような——の利益を守るものとなるであろうことは疑いない。183戸の漁家が、117隻の無動力船と71隻の3屯未満の動力船によって構成されているという漁家構成を考えたら、殆んどが組合の言う上述の如きベースには乗り得ないと考えた方が事実に近いのではないだろうか。それにもまして、零細な船や網ですら持っていない層はどうなるのであろうか。箱崎の漁協自営はかかる漁民層の状況で、海で生きるためには漁協自営に拠らねばならないという歴史的役割を担っていたものである。個別的に生産を拡大する道は漁民の多数にとって始めから不可能なものとしてあった。だからこそ、漁業生産それ自体が漁協自営を中核として発展する道を取らねばならなかったのである。

漁協自営の縮小は漁家の没落と失業化、過剰人口化を激化するであろう。代りに我々はごく少数の網元、船主が漁協を経済的に利用しながら成長していくのを見るに過ぎないであろう。さいわい、没落漁民の幾人かが資本経営の漁夫として雇用されたとしても、それは身分的に編成されねばならない。又、零細な加工業者のばあいでも、再び、特定網元の原料独占が復活して従属形態を再現せざるをえない。定置自営が残されたとしても孤立した自営のもとでは共同経営者側の発言力が急速に増大することはありうることである。さて、最後に、自営をめぐる他の主張——強化——の意味する所を述べておこう、これは既に明らかのように、個別的生産の発展方向に対立して、その条件を持たない所で、プロ漁夫層を含めた零細漁家層の生産確保という要求にもとづいて現れている。従って、それは漁家層の何らかのブルジョア的發展に道を開くものとしてあるのではなく、先ず雇用の機会の確保にある。漁家がそこから要求するのは基本的には労賃部分である。漁業の全般的な自営化によって、資本対労働の対立を解消しV部分を確保する道が開かれている。このように漁民の生活の問題として考えた場合、自営による地先漁場の最大限の利用、強化は意味を持ってくる訳である。たとえ、揚繰、刺網が帳簿面では赤字をなしていても漁夫の生活費をつぐなっている以上は続けられねばならないと主張するのである。そして、その赤字部分が定置からの収入によって充分、償われている以上は、又、自営全体が黒字をなしている以上は、漁民としてはそう主張するだけの理由はある。まして多少、利益率が劣っているとはいうものの黒字である小型定置漁場を放棄することなど納得できないであろう。勿論、自営そのものが今のままで好いなどと決して言うのではなく、幾多の技術的、経営的改善は緊急のことであろう。だが、それはあくまでも、自営による漁業強化という方向に沿って進めらるべきであり、決して自営に代る組合員の個別的（小生産的）生産の発展に重点を置くべきではないであろう。ある程度、並行して進める必要が存在しているにせよ。

要するに箱崎では、漁協自営は圧倒的多数の漁民の生業を確保するという階層的利益によって担われていたことを確認しておく必要がある。それ故に完全と言えないまでも自営がある程度、漁民的な漁場利用を確立しえた理由があるし、漁協自営の歴史的意義もその点にあると考えるからである。

### III 奈良尾の漁協自営

奈良尾の定置漁協自営の示すものは既にIIの1で述べておいたように、箱崎とは対照的な自営の型である。ここでは自営はなんらかの新しい漁民的な漁場利用を形成することがなかった。この両者の差の重要な根拠として私は自営に対する漁民の対応条件の違いを見ようとしている訳であるが、その点をあらかじめはっきりさせておこう。つまり、箱崎の自営展開の基礎条件となったのは漁民層の未分解な状態であった。壱岐漁業の資本主義的発達に極めて低い段階に止まっており、漁民層も未分化であった。それに対応して壱岐では漁場の特権的私有が制度改革直前まで重要な意味を持っていた。特別漁業権（追込、船曳網）及び、定

置漁業権の個人私有は県内でも壱岐に集中している。先に見た如く箱崎定置は改革前まで個人有であった。奈良尾のばあいのような私有漁業権の組合有化は戦前には進んでいなかった。壱岐の一追込網元は「制度改革で漁場が漁場としての価値を持たなくなった」と言っている。このことから逆に壱岐における漁場私有の改革時までの支配的性格を知ることができよう。

これに対して奈良尾の特徴は大正、昭和期以降、沖合漁業の発展を通じて漁民層の資本主義的分解が著しく進んでいたことである。それに従って定置漁業権（ブリ）、特別漁業権（キビナ地曳網）の組合有化は大正12年頃から始まって、昭和12、13年頃までには完了している。このような箱崎とは違った資本主義の深化について先ず検討し、それが改革に対する漁民の反応にどのような形であらわれているかを見ていくこととする。

### 1. 定置経営の発展と漁場所有形態の変化

奈良尾の定置漁業の発展を見るばあい、特徴の第一に地元資本による経営の未発達を挙げねばならない。即ち大正10年頃には赤波江、金山等、三つの定置（大敷網）漁場が存在していたが、たいていは他村漁業者によって経営されていた。とくに重要漁場程、早い時期からそうであった。昭和期以降、主要な漁場として資本経営の中心となる金山漁場は大正12年まで五島、三井梁の人によって経営されていた。このように定置における地元経営者の欠陥は奈良尾が歴史的に比較的新しい時期にイワシ網（四ツ張、縫切、八田等）の定着によって漁村形成を見たという特徴によるものであろう。そのため漁業の発展は、幕末期以降、すぐれてイワシ網に向けられ、定置やその他の特別漁場の地元経営は、分村的部落地先における特定の部落的経営を除いては一般に行われなかった。定置漁場は主として他村経営者によって推移した。

第3表 奈良尾村漁場の漁業権所有者

(T7年)

| 奈良尾郷 |        |        | 岩瀬浦郷     |        |         |
|------|--------|--------|----------|--------|---------|
| 漁場   | 漁業種類   | 権利者    | 漁場       | 漁業種類   | 権利者     |
| 御幣場江 | ブリ建網   | 吉本安兵衛  | ビシヤゴ     | ブリ建網   | 坪井忠助    |
| 水垂   | 〃      | 〃      | 横山ビシヤゴ   | 〃      | 〃       |
| 赤波江  | マグロ大敷網 | 吉本英一   | 浜串元      | マグロ大敷網 | 〃       |
| 金山   | 〃      | 荒木惣太郎* | 浜串2番     | 〃      | 〃       |
| 雑子場  | 〃      | 本村清親*  | 浜串コロバカシ岩 | 〃      | 〃       |
| 口網   | 〃      | 樹田惣太郎* | 浜串地先     | キビナ船曳網 | 〃       |
| 高井旅  | キビナ地曳網 | 本村清親*  | 杉本地先     | 〃      | 岩瀬浦漁業組合 |
| 萱場   | マグロ大敷網 | 荒木惣太郎* | 後浜串      | 〃      | 〃       |
|      |        |        | 岩瀬浦      | ブリ大謀網  | 〃       |

註)\* は共同所有の代表者たる資格において権利をもつもの

ところで、その漁業権は本部落「奈良尾郷」の特権者層の共有もしくは個人有のものにあった。(第3表) 定置及び特別漁場（キビナ網）の総てについてそれは言える。又、分村的部落の地先漁場（例えば高井旅郷地先キビナ漁場）も同じく「本郷」特権層の共有下におかれていた。つまり、地元の海は部落のものとして意識されており、その部落所有なるものは実質的には部落の事実上の支配者たる特権的村民（郷土的階層）の所有を意味している。漁業権に示されている法制的な所有は、かかる漁場の特権的所有関係を内容としている。要するに大正12年頃までの定置漁場は村の特権者層による特権的所有のものにあったと言える。経営はかかる特権的漁場所有に従属している。他村漁業者による経営も地元の特権的所有に従属して行われざるをえない。この時期における漁場個人有、又は幾人かの共有の意味するところはそのようなもの

である。

さて、以上のごとき漁場所有形態と経営は定置漁業における資本主義発達の過程で変化する。ブリ漁場3カ所の漁業権問題が起ったのは大正12年と伝えられている。これはそれまでの個人有漁場の組合受け入れをめぐって争われている。この漁業権問題の契機となったのは同年度、角輪組が奈良尾定置漁場の経営進出をはかったことである。角輪組はいうまでもなく、鳥取の一漁業者が明治期に朝鮮漁場（最初は地曳網）へ進出し、そのご、同地の定置漁業資本として成長し、大正10年頃までには朝鮮において定置経営では林兼と並んでいた程の有力な資本である。大正10年過ぎには西日本漁場への進出を始めていた。（林兼のばあいも同じ）

大正13年に、角輪組は先ず、金山2号漁場を経営し、その後、2年程休んで（理由は明らかでない）昭和3年には金山1, 2号漁場の2統、翌年には赤波江、金山1, 2号漁場と3漁場を経営するに至り、奈良尾の定置漁場の総ては角輪組の経営する所となって戦前期を過ごす訳である。つまり、奈良尾定置の資本制的発展は、(i) 角輪組を中心として進んだ。(ii) その過程で、従来の定置漁業者は駆逐されていった、と言うことができよう。次に、かような角輪組の制覇が、漁場所有形態をいかように変えていったか、或いは漁場所有形態の変化を伴いつつ進行したかを見てみよう。角輪組の経営は先ず大正13年、従来の金山1号漁場よりやや沖よりの2号漁場で大謀綱をもって始まるのであるが、この権利は漁業組合が権利を取り、それを借り受けてなされた。先に述べた漁業権をめぐる争いはこの権利の免許をきっかけとしていた。角輪組資本の導入に当って、従来の特権的漁場所有と漁業権の組合有化との争いが提起されていることが知れる。そして、定置が資本のもとに捉えられていく過程は漁業権の漁業組合有化の確立過程であった。それまでの定置経営が特権的漁場所有者に従属し、或いはそれと結合していたとすれば、漁業権組合有化はそれらの特権的（郷土的）漁場所有を排除して、資本経営に道を開くものであった。定置の資本制的経営の確立と並んで、漁業組合が地代取得者としての地位を確立していく。

この金山2号漁場の組合権利取得を核として、漁業権の組合移譲はその他の漁場にも進む。ただ組合有化は決して一度に進められた訳でなく、漸次的に進む。既存の最も価値が高く、従って旧特権的所有の抵抗の大きかったと思われる金山1号漁場は権利の半分を組合に移譲したにとどまり残りの半分の権利は組合員2, 員外1, 計3人が保有し続け、それらの個人持分が組合に買収されるのは昭和16年である。又、赤波江漁場が個人有（当時福江町の人所有）から組合に買収されるのは昭和12年のことである。然し、この場合でも、（他村人に漁業権が売られていたと思われるように）地元の特権者層の支配は既に大きな力を持っていない、と言わなければならない。全体として漁業権が漁業組合有に統一されていく傾向は明らかであろう。

では、漁業権の組合有化が、漁場の旧特権者私有を排除して、資本経営の成立条件を確立するものとして理解するばあい、特権的私有の排除が何故に組合有化という形で行われねばならないのか。定置経営の資本主義的確定——利潤部分と地代の明確化——が権利の組合有帰属を通じてなされねばならない所に問題はある。この漁場組合有化傾向の基底には当時の漁村における経済的分化の進行という事実があることを挙げねばならないと思う。漁村の経済的分化、分解をもたらしたのはここでは大正7～8年頃より盛大化する揚繰の発展である。揚繰の発展がいかに奈良尾において漁村の階層構成に変貌をもたらしたかは拙稿、「根拠地市場における商人利潤」（漁業経済研究、6巻4号）3～4項に詳しく述べた所である。組合有化は漁村の権力構成の変化を基軸としているのであって、漁場の「郷所有」を否定するものではなかったと、私は思う。「郷所有」の観念は依然として貫いている。例えば、昭和12年に組合長は当組合の特質として次のような発言をしている。「組合設立以前は奈良尾郷なるものが郷としての行政執行をしていたのでありますが、漁業組合ができて漁業権及入漁権享有主体となった関係上、奈良尾郷なる行政機関が漁業組合なるものに合体したものであって、他の漁業組合の如く単に漁業者のみにて編組し居ざるのみか、奈良尾郷なる行政区画を以て根本として発展し来れる特徴的漁業組合なり」そこから、組合員資格の認定に当って「漁業権は元来、郷有のもので、奈良尾郷民にのみ享受さるべきである」という考え方がでてくる訳である。従って「分れ部落」では、後で触れるように組合員資格が与えられず、漁場入札に参加できないといったケースまで生じている。

ともかく、漁業権の特権階層から組合有への移行は、漁場所有の「郷有」といった論理の変化にもとづく

ものではなくて、郷構成の階層的变化によってもたらされたものと見ることはできないだろうか。かつて、郷ヒエラルヒーの頂点にたつ特権階層の私有又は特権者グループの共有は、そのまま「郷有」の内容をなしていた。然し、沖合資本漁業の発展による漁村分解の進行は郷ヒエラルヒーに変化をあたえた。旧特権者層の私有・共有は「郷有」に背離する。「組合有」は漁村分解のかかる現実的進行の中で「郷有」を再編成する。箱崎で見たように、戦前において終始、沖合資本漁業の未発達な地帯では、漁業権の私有が続き、組合有化がかつて日程にのぼらなかつたのはそのためではなかろうか。そうだとすれば漁業権組合有は沖合漁業を主とした漁村の分解に対応したものに過ぎない。漁業組合が地代取得者として統一されてくる。そのように見てきたらあは、漁業権組合有化が決して一般的に無権利漁民の権利者化を意味するものでないことは明らかであろう。それどころか、かえって生産漁民は漁場所有のもとに屈従しつづけ、それが商人的な生産者支配の維持に役立っていたことは3項で示す。

## 2 漁場解放の漁民的条件

次に、改革の前提条件として漁民層と定置漁場経営との関連について述べよう。

まず、角輪組による定置経営は当初から、漁業組合との契約で地元漁夫を雇用了。それは昭和10年頃まで可能であったし、必要でもあった。というのは手漕巾着網（イワシ）が地元の当時の主要な漁業であったので、地元漁夫は夏は巾着漁夫として働き、冬は定置で働くといった就業をしていた。イワシ網の定置を中心として、漁夫層も各地から移住して形成された奈良尾では巾着以外の雇用の機会は極めて限られており（畿漁の未発達）、とくに冬場の労働機会は、イワシ網元の労働力確保の見地から好ましいものであった。早くから冬期の対馬土工出稼等を発達させていたような奈良尾にとっては、定置による漁夫の兼業機会は欠くことのできないものであった。昭和5、6年には3統で250人の労働力（そのご、落網となって約半減する）を吸収していた。然し、そのような状態は昭和10年までで、以後は揚繰が動力化して、周年操業化したために、揚繰漁夫が冬場に定置漁夫として働くことはなくなってしまふ。ここで、あらたに定置漁夫として乗り込むようになるのは近辺の農民である。

このようにして、村の揚繰網漁業の沖合的発展は、漁民の基本的階層を揚繰専業漁夫として分化させ、地先の漁業との連関を薄めていく。かつて重要だった巾着労働と定置労働の組み合わせは不可能となり、定置労働力は農民労働力によって再編成される。つまり、ここでは漁民層の分解が、揚繰の沖合動力化を通じて著しく進行していたことを認めねばならない。箱崎との決定的な違いはここにある。そのような状態で、戦後にいたり改革時をむかえるのであるが、その際でも、揚繰とそれに伴う加工業の労働力需要のために定置漁夫就業を希望するものは極めて僅かであった。戦後は、漁夫が足りないため、網を小型にし、一統しか操業されてない。初めに述べておいたように戦前からの農民的漁夫の季節的就業を中心として経営が行われる。ここでは従って、箱崎のような定置自営の要求は下からは出てこない。組合の漁場所有性格は制度改革後も本質的には変っていない。漁協自営を角輪組との共同で始めたとしても、それは漁場所有者——地代取得者——の地位を守るためであろう。利潤折半という形を取って地代を確保することであると思う。というのは、先に共同経営の性格で見たように、経営の実質は殆んど角輪組にまかされ、漁協の経営的関心は示されていないからである。漁協が自営に期待するものは経営資本としての経営利潤というより、漁業権者として地代の確保の性格が強い。投資に対する安全な利子部分の回収が漁協の最大の関心とならざるをえない。

然しながら、附け加えておきたいことは、揚繰がより外洋化し、地元が根拠地としての性格を失い、地元加工がなくなり、地元労働力が過剰化してきたとき、そして、揚繰自体が不振におちいり倒産の結果失業漁夫の増大という事態があらわれた時……事実、あらわれているのであるが……定置漁夫のりこみ希望は増大している。これがこんご、発展すればかかる地元労働力の地先漁場に対する関心は高まり、組合自営自体の検討（より漁民的）に進むことは当然、考えられる。ここ最近、こういった地帯で自営がしばしば、問題となっているのは、以上のような漁民的自営要求のたかまりを示すものではなかろうか。それは正に、箱崎の例で見たように、生活縮ようごの要求を柱として、漁場所有それ自体を漁民的利用に屈服させずにはおかないところのものとして評価できるのではないだろうか。中小漁業一般の危機の進行は、漁場解放の漁民的条件を成熟させつつあると言えないだろうか。

### 3 キビナ漁場利用行使関係

最後に、特別漁場（キビナ地曳）の所有並びに利用行使形態を見ておこう。キビナ漁場としては奈良尾には3漁場あるが、ここでは最大の豊度を持つ高井旅（分れ部落）地先のものを中心として述べることにする。

この漁場の開発は古い。大正期にはキビナ地曳の経営は伊予の人、加藤氏が経営を行っていた。そして漁場の所有権は、定置漁場のばあいと同じく村（親部落）の特権者層が持っていた。高井旅郷民は無権利者であった。しかも、この所有権問題がおこるのは大正11～12年であり、それを契機に漁業権は組合有に移行するのであって、この関係は全く定置のばあいと同じである。従って大正12年以前の所有の性格、以後の組合有の性格は、定置で述べた所がそのまま、このキビナ漁場についてもあてはまる。ただ、異っているのは漁夫の性格である。それはとくに昭和10年を境とする揚繰の動力化過程で決定的な違いをもつようになる。動力化以前は、既述のごとく、村の漁民階層の就労形態は揚繰——定置の組み合わせであった。動力化による漁夫専門化はその結びつきを不可能として、定置労働を農民労働力によって再編成しなければならなかった。地元漁夫の定置漁場への依存関係はなくなったと言わねばならない。だが、高井旅のばあいは地元漁民のキビナ労働に対する依存度は減少しなかったのみか、寧ろ強化さえした。というのは無動力段階では高井旅にも3統のイワシ縫切網があったが、動力片手揚繰（その特徴は奈良尾商人の漁業化）の時代になると、高井旅のイワシ網は没落してしまい、高井旅の漁業としてはキビナ地曳だけになってしまうからである。その点は現在まで変わらない。イワシ網の没落過程で高井旅郷民は郷有地（勿論、奈良尾郷の支配）を開墾して農業面を強化していった。高井旅住民をキビナ漁夫として今日まで維持している条件は農業との結合であろう。

高井旅部落は55戸程であるが、全戸とも自給的な農業を行なっている。現金収入の大部分はキビナからのもの——漁夫、曳子、又は加工という形で全戸がキビナに関係している——である。この漁民の性格は戦前、戦後を通じて変わっていない。キビナ漁業だけが生業と言ってよい。

さて、ここで、漁業権の組合有化がキビナ漁業の如何なる生産関係の変化をもたらしているか、漁場組合有の性格を確かめておこう。昭和13年に村内3キビナ漁場の入札が行なわれているが、この入札の実施過程を見るとかなりその性格を知ることができる。これは以後10年の行使者を定めたものであるが、入札方法を具体的にきめる総代会の論議の中から主要な点をうかがってみよう。まず、入札資格は「本郷（奈良尾郷）住民に限」られた。（入札条件の第1）この規定は次のような論議をへて決定されている。「漁業権の貸付につき、これを規約上より検討する場合、組合員はその享有を受ける権利があるが、員外に就いては、総会の議を経る必要がある……今日の漁業権貸付については現在、操業借受人の中、高井旅漁場は員外、高井旅郷民（昭4～13）であります、その人等が本日の入札に参加する事は容易に予想されますが、この所を協議されたく……」協議の結果は「漁業権の行使（利用）は組合員に限るべき」だという意見が圧倒的に多かった。勿論、ここでいう組合員は村内漁民をいうのではなく、本来的な奈良尾郷（本部落）の住民を意味している。しかも、組合員という制限ですら、充分でないとして規定はより厳密に「本郷住民」とされねばならないのである。この論議が、高井旅郷民の高井旅漁場入札参加を阻むためのものであったことは明らかである。その結果、落札したのは、他ならぬ奈良尾の商人間屋であった。この過程は、商品生産の拡大——生産力の発達を契機とする直接生産者の漁民の昭和期の上昇を、いわば、村内民主化を強くおさえて、商人の支配を維持したもとして理解できる。所謂、漁業権組合有化は漁場の特権者の独占を排して、資本に道を開いたものであることは疑いないにしても、それは漁民的利用に道を開くような仕方においてはなかった。その段階ではたかだか、村の特権階層の没落と商人層の繁栄といった舞ヒエラルヒーの変化を反映したに過ぎない。経営権は依然として郷有的組合有の従属下で自由なものとはなり得ず、所有に参加できるものだけが経営権を行使できた。直接生産漁民は漁場所有からも経営的利用からも疎外されていた。

その経過こそが、この時期における高井旅郷民の発展を漁業においてはばみ、逆に海から山へ追い上げる形で郷有地の開墾による農業への定着といった部落の型を完成していく。ここには漁業による分化、経営的発展は基本的契機としては存在する余地がない。

その他の漁場行使関係においても、組合有漁場が当時、いかに直接生産者漁民の利用を排除するものであ

り、地主的に利用されていたかは数多くの例を示すことができる。一、二を示そう。地先専用漁業権内にはキビナ船曳網があるが、その利用は昭和以後殆んど中止されている。理由は特別漁業権漁場の保護のためであると言う。漁場代取得が漁場利用における組合の主要な関心であることを示していよう。又、同じく専用漁業権内の磯建網は昭和12年より組合員外（他村漁民）に貸付けされている。而も「この貸付は総会の議を経ていない。従って規約違反であるが、貸付けるのが組合に有利であるので、そうしている」（総代会議事録）という類のものである。さきにわれわれは高井旅のキビナ漁場が組合員外であるという理由で当の地先漁民に入札資格をあたえられなかった例を見た。ここでは他村漁民が規約違反でさえありながら、組合にとって有利（入漁料収入をもたらす）であるというだけの理由で貸付が黙認されているのである。いかに商人的利益と漁場代の地主的収入を守ることが、漁業権利用の中心となっていたか判る。フノリ採取も収益は組合に帰属する。奈良尾の磯漁、小漁業の未発展は歴史的にかような漁場利用関係から生みだされたものと言えよう。（第4表参照）

第4表 共同漁業権種類（奈良尾郷地先）

| 漁業種類                                  | 漁獲物種類              |
|---------------------------------------|--------------------|
| (第1種)<br>(イ) フノリ漁業<br>(ロ) イセエビ漁業      | フノリ<br>イセエビ        |
| (第2種)<br>(ハ) キビナ、イワシ待網漁業<br>(ニ) 磯建網漁業 | キビナ、イワシ<br>イセエビ、雑魚 |
| (第3種)<br>(ホ) キビナ、イワシ地曳網漁業             | キビナ、イワシ            |

では、戦後において高井旅のキビナ漁業はどのような経営形態と漁場利用行使関係の改革をもたらしたであろうか。或いはもたらさなかったか。改革に対する対応はどのように現れたか。

戦後、昭和22年までは先に述べた昭和13年の漁場落札者が行使権を持っていた訳である。昭和23年漁期から高井旅キビナ網組合（任意組合）の経営が始まる。制度改革に当って、当然、免許を高井旅で取って自営したら、という声もでてくる訳であるが、それは実現していない。

理由は明らかでないが、「結局

は奈良尾の方に負けて……」というふうに土地の人は答えている。それは、ともかくとして、高井旅組合に権利を貸すことを条件に奈良尾漁協が権利を持つ（五共13号、第3種）こととなった。その結果、水揚の2割を漁場代として奈良尾漁協に支払わざるをえなくなっている。この限りでは戦後における組合有漁場の性格は戦前と、いささかも変わっていない。勿論、高井旅漁民も戦後は漁協組員として漁協に加入できるのだが、そんなことは名目的に過ぎず、漁場行使の実際においては依然として、本郷による、分村地先漁場の地主的利用は本質的に残っている。そして、この水揚2割に及ぶ漁場代がいかに高井旅キビナ経営の発展の桎梏となっているかは、その経営の零細性を考えたばい明らかである。2割に及ぶ漁場代を支払っても経営が現在、成立しうる条件とは次のようなものだからである。(イ) 経営が、むら仕事としてなされ、利潤が問題とならない。経営は部落の50戸（特殊な家を除いた部落の全戸とみてよい）が1株ずつ出資した部落共同の経営（キビナ網組合を構成する）で、これが経営主体となる。むらの会計役がまわり持ちで経営を実際、管理している。漁夫（17人）は月額4,500円で雇う。勿論、部落で適当な労働力を持っている家の中から出る。曳子は40人要るが、これは1漁期いくらの請負いとなる。部落内の婦人労働力が主体となる。キビナ漁獲はすべて加工に廻される訳であるが、加工はキビナ網組合員であって製造設備さえ持っていれば誰でもできる。32～33名いる。漁獲をこれらの人に平等に分けて加工させる。1杯の生魚の加工賃は70円ときめてある。そして製品の販売（漁協で入札）後、加工賃が差引かれて、生魚代が計算され、その中、2割が漁場代として奈良尾漁協に支払われる。残りは、キビナ網組合の収入になる訳であるが、この中から、漁夫、曳子賃銀、網代、船代（チャーターの時はチャーター料）等の諸経費が支払われる。これから判ることは、キビナ漁業によって構成漁家が収入をうるのは、漁夫、曳子、又は加工による賃銀収入だけであって、キビナ地

曳の経営利潤は一切含まれていないということである。諸経費を差引いた残りがキビナ網組合の収入になる訳であるが、これが組合員に分配されたことは一度もない。では全然、利潤を生んでいないかと言うと、そうでもないらしい。「ちゃんと、会計の帳面に記入してあるので、何かと違ってくる」つまり、村道の修理だとか、公民館の建築だとか、そういった部落諸経費にあてられているのである。それは、色々の村仕事に人夫として狩り出されても労賃は支払われることなく、だが、出て来た人は、会計役の帳面に記入してあるので、何かの形で「見て貰える」と同じ関係である。つまり、キビナ網漁業の利潤はそういったむら収入と一体となって、むら経費の中に埋没している。利潤範疇は確立していない。漁協の2割漁場代取得は、かかる利潤範疇の未確立と言った条件で可能となっている。従って、そこでは、2割の漁場代が経営の発展のために、こたえていると彼らが言ったところで、それを排除する大きな力にまで成長しえないであろう。生産組合を作り、自分で権利を持ち自営しようという声が、会計役や部落の一、二の者の間から出ても、高井旅漁民の全体の強い主張にまでなり得ていないのはそのためであると言わねばならない。(ロ)キビナ網部落経営のもたらすものが漁家にとって、労賃収入だけであることは明らかであるが、その労賃ですら、極めて低い。例えば定置漁夫7,500円に対し、4,500円。加工賃、1杯につき70円は昭和23年から固定されたままであると言う。かかる低労賃が経営存立の条件(2割漁場代のもとで)となっているのだが、それを可能とするのは、漁家の主農漁家的性格による。又、加工賃については、確かに加工賃は安い、郷有林の薪炭を安く採取させて貰っているから、加工賃引き上げを奈良尾漁協に対して要求できないと言う。かつて、海に生きる道を制限されて未墾地の開墾による農業の拡大へと向ったとき(昭和10年前後)、土地は郷有のものであるとして土地代を漁業組合に強制的に納めさせられてきた彼らのことである。薪炭材の払い下げは低加工賃の充分な理由となろう。現在もこうした郷有の論理が、漁場の地主的利用の条件となっていると見るのは誤りであろうか。このキビナ漁場の例についてだけ見れば、漁業権組合有の性格は本質的には変わっていないと言うことができよう。それは漁民層の結集を内容とするものでなければ、漁場解放という点からは、何一つなしとげることができない、と言うことを示している。

だが、最後にふれておきたいことは、次の点である。われわれは今までに依然として、漁場の地主的利用の存続と、それを支えている経営内部の条件を見てきた。ここで明らかなことは漁場代が、利潤範疇の未確立と労賃部分の圧縮ということに支えられていたことである。そして残される僅かばかりの利潤さえ、むら経費の中に埋没してしまう経営のあり方は、現段階では経営存続の条件かも知れない。然し、それが資本蓄積を阻害するものであることは明らかである。現にこの地曳を将来、縫切網のように改良することが必要だと言っている人があったが、そういう発展の極枯とならざるをえない。この主張が、生産組合を作り権利を高井旅自体でとるという主張と結びついていることは正に問題の核心を突いたものである。

このばあい、資本の蓄積が経営自体の要求として出て来ざるをえないのである。その結果、これまで問題にされなかった利潤範疇がむら収入から独立して経営の問題として意識されざるをえない。むら仕事として問題としなかった低労賃、あるばあいには許されていた無償労働さえもが利潤と関連して考えられるようになったばあい、そういった低労賃の存在条件はせばまり、まして、漁場代の取奪に対する漁民の眼はもはや曇らされる余地はなくなるであろう。その場合には真実の意味での漁民的漁場利用の確立が日程に上らざるをえない。かような意味からすれば、高井旅郷における戦後の部落共同的経営の開始は、漁場解放要求の出発点に漁民をして立たしめたと言うことができようか。

(あとがき) 漁場利用形態の実態に関してはいずれも昭和32年度の調査にもとづいているので、それ以後の変化は考慮に含めていない。